

基幹相談支援センターの報告

(平成 31 年 3 月～令和元年 6 月)

1 相談支援体制の強化に向けた取り組み

(1) 研修会

- ・平成 31 年 3 月 16 日（土）86 名参加 講師：森長研治 氏
「東京オリンピックを 3 倍楽しむ方法」
- ・平成 31 年 5 月 29 日（水）31 名参加 講師：基幹相談支援センター相談員
「障がい福祉サービス従事者初任者向け研修」・

(2) 出張研修

<実施先>

- ・就労継続支援 B 型事業所 1 か所
- ・生活介護事業所 1 か所

<依頼のあった研修テーマ>

- ・自閉症・発達障害について（1 回）
- ・障がい福祉サービス従事者の虐待防止に向けた取り組みについて（1 回）

(3) 出張相談

- ・期間内の実施なし

<今後の予定>

- ・令和元年 8 月 6 日（火） 10：00～12：00 東部市民センター
- ・令和元年 11 月 1 日（金） 10：00～12：00 西部ふれあいセンター
- ・令和 2 年 2 月 7 日（金） 10：00～12：00 味美ふれあいセンター

(4) 支援者のためのサロン

- ・平成 31 年 3 月 20 日（水） 参加者 5 名
- ・令和元年 5 月 22 日（水） 参加者 7 名

2 期間内の基幹相談支援センターの活動について

基幹相談支援センターでは、総合相談・専門相談対応が業務の大半を占めている。

相談内容としては、家族への対応が求められる相談、触法障がい者、虐待（が疑われる）ケース、強度行動障がい、障がいが明らかになっていない（精神疾患が疑われる）人に関する相談、引きこもり（主に 40 歳以上）、多重債務など様々であり、相談対象や内容の多様化、複雑化している。

これらは量的にも質的にも基幹相談支援センターのみで抱え込めるものでなく、問題

解決は困難を極めるため、他機関・多職種連携などによる「チーム支援」が必要となる。更に今後は相談支援におけるアウトリーチな体制の整備も必要と感じている。

また、基幹相談支援センター相談員の質の担保も求められている。前述のように多様な分野、内容の相談を受けることから、障がい特性や支援方法、支援制度等に関する専門的知識のみならず、障がい者権利擁護の知識・技術の専門性や権利擁護に対する倫理性の維持の向上も必要である。

毎月アドバイザーを迎えての研修を実施しているが、今後も引き続き研修内容の見直しなどを通じ、基幹相談支援センター相談員の質の担保ができる体制づくりを維持していく。

3 基幹相談支援センター業務から見えてきた地域課題

(1) 計画相談支援事業の質の向上

平成 30 年度からの計画相談の義務化に対応するため、当市ではまず「計画作成」自体に重きを置かざるを得ない状況にある。その結果、計画相談支援の質をどのように担保していくのかが課題となっている。また依然として計画相談事業所数や相談支援専門員数が不足していることも課題である。

基幹相談支援センターとしては、相談支援連携部会等の場を活用しながら、相談支援事業所、相談支援専門員へのバックアップ支援のあり方や、相談支援専門員の人材育成（研修）の方策について検討するなどし、地域の計画相談支援事業の質の向上に寄与したい。

(2) 自立支援協議会の活性化

地域課題解決の手法として自立支援協議会の活用が求められている。協議会への参画は基幹相談支援センターにおいても重要な業務であり、相談支援の専門性を活かした関わりが必要である。

特に計画相談支援の義務化が開始されたことにより、相談支援専門員が個別支援における困難事例に係る頻度が増加することが予想されるため、困難事例を地域課題として汲み取っていくための仕組み作りが求められていく。また、相談支援専門員以外にも、協議会に関わる全ての方が自分の役割を意識して参加できるような活発な協議会活動となるよう、事務局としてサポートを行っていく。